

会 議 録

会議の名称	令和3年度（2021年度） 第3回 枚方市人権尊重のまちづくり審議会	
開催日時	令和3年（2021年）12月23日（木）	14時00分から 15時30分まで
開催場所	市役所別館4階 第3・第4委員会室	
出席者	明石会長、明石副会長、安田委員、磯野委員※、井戸委員、上田委員、川端委員、久保見委員、津熊委員、遠竹委員、古満委員、森田委員※、伊藤委員、是永委員 ※出席状況確認後に出席した委員	
欠席者	河井委員	
案 件 名	1. （仮称）枚方市人権施策基本計画（案）について 2. 市民意見聴取の実施について 3. 差別事象について 4. その他	
提出された資料等の名称	【資 料】 資料① 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画（案） 資料② 「（仮称）枚方市人権施策基本計画（素案）」に対する 委員意見及び対応(案)等 資料③ 策定スケジュール 資料④ 市民意見聴取について（案） 資料⑤ 差別事象について	
決 定 事 項	・本日の委員の意見をふまえ、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画（案）を修正し、事務局提案のとおり市民意見聴取を実施する。	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0人	
所管部署（事務局）	市長公室 人権政策室	

審 議 内 容	
発言者	発 言 の 要 旨
明石会長	<p>それでは、令和3年度(2021年度)第3回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を開催いたします。</p> <p>はじめに、事務局から委員の出席状況について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の出席状況は、出席委員12名です。本審議会委員15名のうち、2分の1以上の委員の出席がありますので、枚方市人権尊重のまちづくり審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本審議会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、河井委員につきましては、ご都合によりご欠席という連絡をいただいております。</p>
明石会長	<p>本審議会につきましては「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条」に基づきまして公開とし、会議録につきましても同規程7条に基づき、公表でよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
明石会長	<p>本日、傍聴希望者の方はいますか。</p>
事務局	<p>傍聴者はおられません。</p>
明石会長	<p>それでは、案件に入らせていただきます。</p> <p>まず、案件1「(仮称)枚方市人権施策基本計画(案)について」です。</p> <p>前回の審議会では「人権問題に関する市民意識調査」の結果について事務局から報告を受け、その調査結果をふまえて作成された計画素案の内容について、委員の皆さまにご意見などをいただきました。</p> <p>本日の審議会では、前回、委員の皆さまからいただいたご意見などを踏まえ、作成された計画案の内容について、確認及び審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>なお、今回の審議会できりまとめた計画案をもとに、広く市民の意見をお聴きし、答申をまとめていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、案件1「(仮称)枚方市人権施策基本計画(案)」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>案件の説明に入ります前に、事前にご送付させていただいた会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>&lt;配付資料の確認&gt;</p>

	<p>&lt;資料① 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画（案）の説明&gt;</p> <p>&lt;資料② 「（仮称）枚方市人権施策基本計画（素案）」に対する委員意見及び対応(案)等の説明&gt;</p>
明石会長	<p>ただいま、事務局から案件1について説明がありました。この計画案の内容について、これまで委員の皆さまからいただいたご意見は一定反映されているかと思いますが、本日はその確認を含め、全体的にご確認いただき、ご意見などをいただければと思っております。</p> <p>それでは、ご意見いかがでしょうか。</p>
明石副会長	<p>「ひこぼしくんコラム」では、ナイーブな問題も非常にわかりやすく記述していただいていると思います。市民にとっては、具体的なメッセージが書かれていて、非常にわかりやすいのではないかと思います。</p> <p>また、文章の中で、いろんな言葉が出ており、通常は用語の説明は巻末に記載がありますが、本計画案では同じページの中に脚注を書いているので、わからない用語の意味が速やかにわかり、工夫されていると感じました。</p> <p>38 ページの「ひこぼしくんコラム」に「生活に必要な情報をまとめたガイドブックを英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語など7か国の言語で作っているんだ」とあります。計画案の内容に対する意見ではありませんが、このガイドブックには、外国人の権利を守るための情報や外国人に対する相談窓口の記載がされているのか気になりました。</p>
明石会長	<p>ただいまのご意見に対しまして、事務局いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>改めてガイドブックの内容については確認させていただきますが、このガイドブックは、毎年関係課が集まり修正などの作業を行っております。次回の改訂の際にご意見いただいた内容の記載が無いようでしたら、働きかけていきたいと思っております。</p>
明石会長	<p>他いかがでしょうか。</p>
久保見委員	<p>レイアウトの問題や行間や文字間、表現の訂正や追加などについては、事前に確認しましたので、別途、事務局に修正をお願いするということによろしいでしょうか。</p>
明石会長	<p>はい。</p>
久保見委員	<p>私から2点あります。まず、53 ページです。パワーハラスメントについての説明を一文入れた方がいいのではないかと思います。</p> <p>もう一つは、35 ページです。コラムの部落差別（同和問題）において、「過去の就労機会の不平等などによって生じた経済格差が今でも存在している」ということや、「それが住居環境や教育環境に影響を及ぼして、これらの解消のために努力している人が今もたくさんいることを忘れてはいけないね」という表現を、このコラムの中に入れていただきたいと思っております。</p>

明石会長	いただいたご意見について事務局いかがでしょうか。
事務局	まず、パワーハラスメントの脚注については、検討させていただきます。コラムにつきましても、よりわかりやすくするという観点から整理させていただきます。
川端委員	11 ページに、学校での人権教育についての記載があります。13 ページには「学習環境を整備することにより」となっていますが、この学習環境は、学校とは別の環境という理解でよろしいでしょうか。
明石会長	事務局、いかがでしょうか。
事務局	学校現場とは別の環境として位置付けています。
川端委員	<p>同じ 13 ページで「『差別されている人は、まず自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である』と思う人の割合は3割を超えています」となっています。この考え方を改めるための指標、あるいは取り組みのガイドラインなど考えておられるのでしょうか。</p> <p>差別される人、いじめられる人は、本人に起因をする場合もあるでしょうが、多くはそれだけじゃないと思います。例えば、LGBTの方だとか、身体的にもともとから茶髪や髪の毛にカールがかかっている人もいます。本人が努力しようとしても直せないものがあります。それに対して、3割の人が本人の努力が必要で本人が悪いんだろうとの考えで回答しているのではないかと思います。こういう考え方は、小学生や中学生でも同様の可能性があるため、学校での指導の仕方についても検討いただきたいと思います。</p>
明石会長	ご意見を踏まえて、ご検討いただけたらと思います。
是永委員	58 ページの「その他の様々な人権問題」について、前は2番目に「ひきこもりに対する偏見や差別」という項目がありましたが、現在の案では記載がなくなりました。私自身はひきこもりの人は多いと思いますので、計画に項目を戻してもらえたらと思いますが、いかがでしょうか。
明石会長	今のご意見に対していかがでしょうか。
事務局	<p>ひきこもりの原因は様々あり、複数の人権問題にまたがることから、今回は項目立てせずにまとめさせていただきました。また、掲載する項目については、人権問題として大阪府や法務省で示されている共通する項目を参考に整理させていただきました。</p> <p>様々な人権問題があり、全て載せるのは難しいため、今申し上げたような整理をさせていただきました。</p>
明石会長	よろしいでしょうか。
是永委員	ひきこもりはものすごく身近な問題なので、計画のどこかで触れていただきたいと思います。
事務局	いただいたご意見を踏まえ、計画を全般的に再度確認した上で、反映でき

	る箇所などを改めて検討させていただきます。
磯野委員	<p>2点あります。一体どういう人が人権課題全体について理解があって、差別の加害者になることがないということについて触れていただきたいと思います。自尊感情が豊かな人というのは、あまり他人に危害を加えないと思っています。どういう人であれば他者の人権を侵さないのか、そのためには我々はどのような人間であるべきなのかということについてコラムで触れていただけないかと思っています。</p> <p>もう1点は、北朝鮮の拉致問題です。当然これは国家犯罪ですから、法律にもあるように、市民に対する啓発活動は大切だと思います。これまでもあったんですが、北朝鮮政権がミサイルを打ち上げたとか、日本に被害が及ぶような何かをやったということが起こると、必ず国内で在日の人たちに対するバッシングや人権侵害行為が起こっています。特に朝鮮学校に通う子どもたちには何の責任もないのに、北朝鮮の政権がやったことで、危害を加えられる事件が起きています。そのために朝鮮学校の生徒たちが、登下校に制服を着られないという事態にもなっているわけです。</p> <p>実は今日、私どもの枚方人権まちづくり協会が市の委託を受けて講演会をやっており、その会場で北朝鮮の拉致被害についての展示や啓発活動をやっています。それを見た市民の方が「北朝鮮はけしからん」と思うところまではいいのです。当然、啓発の主旨としてそうした思いは持っていただかないといけないわけですが、私が心配しているのは、日本国内に住んでいる朝鮮や韓国の方に腹を立てて、危害を加えるというようなことが、過去には現実には起こっています。我々が人権課題として啓発活動していることが、外国人の方、特に在日の方の人権を侵すような行為につながってしまったら、元も子もないわけです。</p> <p>展示する際に「これは北朝鮮の政権なり国家の問題であって、現実に日本に住んでいる在日の方への危害に結びついてはいけない」というような文書を掲示するなど配慮が必要であると思います。また、この基本計画の中にも、北朝鮮による拉致の問題の部分では、そういう文章が必要ではないかと思っています。</p>
明石会長	今のご意見についていかがでしょうか。
事務局	<p>1点目のコラムについては、書き方や内容を含めて検討させていただきます。</p> <p>2点目の北朝鮮の問題につきましては、委員のご意見と同様に、人権課題の啓発が逆に新たな偏見を生むということは、本意ではありません。啓発の際には、注意書きや留意点の掲示も必要なことではないかと思っています。ご指摘の点については、この計画においてもどのように反映できるのか検討させていただきます。</p>

川端委員	<p>先ほど、ひきこもりについては、原因が多岐にわたるため、1つの項目としてあげなかったということ、また大阪府の項目に合わせたという説明がありました。これは枚方市の計画となりますので、独自に項目上げすればよいのではないのでしょうか。</p> <p>ひきこもりについては、子どもだけでなく、大人にもあると思います。例えば児童のひきこもりの場合、家庭の事情があつて親が援助できない場合など、いろいろな原因があると思います。そうした場合において枚方市の財産である子どもを守るために市はどうすべきなのかについて項目を掲げて明記したほうがよいのではないのでしょうか。</p>
明石会長	久保見委員どうぞ。
久保見委員	ひきこもりは大人も多いのではという話がありましたが、実際にけっこういらっしゃるようです。その背景に、精神障害を持っている方もおられます。問題なのは通院されていけばまだよいのですが、通院もしていないで、ひきこもっている方がおられることです。原因は全くわかりませんが、こういう人たちが社会と接する場を設けてほしいと願っています。そのためには、何らかの方法でこうした人たちにアプローチできる手段についても言及しているとよいのではないかと思います。
明石会長	いかがでしょうか。
事務局	大阪府や法務省の項目に合わせて整理した旨の説明をさせていただきましたが、いただいたご意見をふまえ、今後調整させていただきます。
井戸委員	<p>34 ページに部落差別（同和問題）の「取り組みの方向性」があります。このなかで「部落差別（同和問題）についての理解促進」「相談・支援体制の整備、充実」についての2項目が書かれています。文末の表現で3項目については、「図ります」と書かれています。1つだけ「努めます」となっています。「努めます」は「図ります」に比べて、取り組みとして弱く捉えられるのではないかと懸念しております。</p> <p>私たち人権擁護委員会は、枚方市の新任教職員の人権研修に毎年携わっておりますが、部落差別（同和問題）への理解の促進が、今までより少し希薄化していく傾向がみられます。表現については4つの項目とも「図ります」という強い表現のほうが、理解されやすいのではないかと思います。</p>
明石会長	今のご指摘についてはいかがでしょうか。
事務局	学校教育における部落差別（同和問題）の理解促進は、非常に重要であると認識をしています。表記については「図ります」で調整させていただきます。
明石会長	27 ページの「障害のある人の人権」についての表記ですが、子どもの「ども」はひらがなで統一されているかと思います。障害の「害」という字を、ひらがなで表記する場合も教育的な観点から多いと思いますので、この表記

	<p>について、ご検討いただければと思います。</p> <p>それから、先ほど磯野委員から全般を通して人権に共通する課題について、ご意見がありました。私も非常に大切なお意見だと思います。実態を明らかにするとともに、今回の計画はどうすればその実態を解消していけるのかという、展望や見通しを市民の皆さんに指し示すことが、大きな目的でもあると思います。例えば正しい学び、それから人権問題は他人ごとではないということ、また、それぞれ自分のなかにも生活の課題があって、他者と共感できるような重なりがあること、3点目は、豊かな出会いやふれあい、そういう交流から人権意識を高めていくということが、委員共通のご意見ではないかと思いました。そういう展望や見通しの追記についてご検討いただければと思います。</p>
津熊委員	<p>14 ページの「関係機関、市民団体等との協働」のところで、前の素案では「人権施策は市の主体性のもと、市民、事業所、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体など」と記載がありましたが、今回の案にはその表現がないように思います。NPOとの協働は、不可欠で、私が所属する法人にも百何十の団体が活動されており、その中には人権に関する活動をしておられる団体もたくさんあります。私たちも真剣に人権に関して、市民の力になりたいという思いで活動を続けていますので、ぜひNPO法人を表記していただきたいと思います。</p>
明石会長	<p>今のご意見に関しまして、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>最新の資料としましては、本日の資料の14 ページ「(4) 関係機関、市民団体等との協働」中ほどの段落で「人権施策は市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体など」と記載しています。委員ご指摘のNPOとの連携や関係性は我々も重要であると認識しています。</p>
伊藤委員	<p>コラムがすごくわかりやすく、感心していたのですが、57 ページのコラムの最後に「他人の書き込みをあおる書き込みをしない」とあります。「他人の書き込みをあおる書き込み」というのはどういう意味かわかりにくいと思いました。</p> <p>全般通してコラムがとてもいいので、コラムだけ冊子にできたらいいのではないかと思いました。</p>
事務局	<p>コラムにつきましては、一定整理していきたいと思います。</p> <p>各委員の皆さまからコラムについて、良いというご意見をいただきまして、非常にありがたく思います。この計画の冊子そのものを、啓発につながるものにしていきたいという思いがありますので、今後、コラムの活用について、検討していきたいと思います。</p>
安田委員	<p>先ほどのコラムの件ですが、目次に入れていただくということも、すぐで</p>

	<p>きることかと思いますので、検討していただければと思います。</p>
川端委員	<p>57 ページに「次のことに気をつけてみてね」といろいろ書かれていますが、なぜだめなのかその理由についても記載があったらいいのではないかと思います。子どもに「これはだめよ」と言うだけではなくて、だめな理由を理解してもらうことが大切だと思います。理解すれば、関連した同じようなことをしないと思います。</p>
遠竹委員	<p>私も計画を見るときに、コラムを中心にってしまったというのがあるのですが、ナンバリングをしておいていただくと、強調されるのではないかと思いますので、ご検討いただけたらと思います。</p>
明石会長	<p>コラムが好評で、皆さんご関心がありますので、改善をよろしく願いいたします。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
川端委員	<p>全般的なことなんですが、前回の審議会で、この計画の期間は、10 年間を目途にするという説明だったと思います。10 年間基本的には変えないということでしょうか。</p>
事務局	<p>計画案の 61 ページをご覧ください。計画期間については、10 年間としていますが、社会情勢の変化などに対応するため、5 年を目途に中間見直しし、改訂を行うことを予定しています。</p>
明石会長	<p>5 年ということですが、社会情勢は非常に変化をしています。そのなかで 5 年間何も変わらないということは考えられません。情勢に応じて何か変わっていることはないか、毎年チェックをするなど、フィードバックをかける必要があるのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員のご意見のとおり人権の基本となる計画ですので、この計画をもとに、行政においていろいろな施策に取り組んでいくこととなります。各部署の他の行政計画とも連動していくこととなりますので、毎年ポイントを絞って計画通りに各事業が取り組まれているか、庁内で年に 1 度進捗管理をしていきたいと考えております。</p>
明石会長	<p>他いかがでしょうか。</p> <p>皆さまから本日いただいたご意見を反映した計画案を作成して、今後、市民意見聴取も実施したいと考えております。ご意見を反映した計画案の内容確認については、事務局と調整させていただき、会長一任でということで、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
明石会長	<p>それでは、案件 1 につきましては、これで終えたいと思います。</p> <p>案件 2 「市民意見聴取の実施について」です。本審議会は、6 月から 3 回にわたって、計画の審議をしてきました。本日、皆さまからいただいたご意見を踏まえ、とりまとめた計画案に対し、市民の皆さまからご意見をいただ</p>

	<p>きたいと考えています。</p> <p>市民意見聴取の実施方法については、事務局から提案いただき、その内容に対して、皆さまからご意見をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
明石会長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	<資料④ 市民意見聴取について(案)の説明>
明石会長	ただいまの説明に、ご質問などがございましたらよろしくお願いいたします。
井戸委員	<p>事務局から市民意見聴取について、1月から2月にかけて実施されるというもので、意見設置場所は、17か所ということでした。</p> <p>3,000人に対して行った市民意識調査の回答で、63ページありますが、60代、70代の人々の回答率が50%を超えていたと示されています。この結果をみるとこの年代の人々の関心度が高いということが言えるのではないかと思います。</p> <p>この年代の人が行かれるのは、図書館が多いのではないかと思います。今回の予定では、図書館では、中央図書館1か所しか設置されません。また、関心度の高い方が子どもを連れて、図書館へ行かれることが多いと思います。広く市民の方々の意見を聞くのなら、市民の方が行きやすい図書館に、設置場所を設けるほうが良いのではないかと思います。</p>
明石会長	今のご意見についていかがでしょうか。
事務局	設置場所については、可能な範囲で検討したいと思います。
明石会長	<p>広く市民の方からご意見をいただけるようご検討ください。</p> <p>他にご意見・ご質問はいかがでしょうか。</p> <p>それでは、事務局の提案内容で進めていただければと思います。</p> <p>次に、案件3「差別事象について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<資料⑤ 差別事象についての説明>
明石会長	<p>ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問などございませんでしょうか。</p> <p>かつてアイヌの人々を差別する「旧土人保護法」という差別法律があって、久しく廃止されてきたところですが、こういう言葉の落書きがあったことに、私たちも驚いています。何か背景とか今回のことでわかっていることはあるのでしょうか。</p>
事務局	今回の差別落書きがあった牧野図書館では、以前にも障害者を揶揄、誹謗中傷するような差別落書きがありました。図書館としても気をつけているのですが、この本が貸し出しされて、借りた方の目に触れているということが

	<p>非常に重大な事案であると思っています。今回も2回落書きが発見されましたが、10月17日の落書きについては、借りられた方の返却時に発覚しましたが、改めて書架を点検したところ、さらに1冊見つかったのが10月23日です。図書館では返却時に落書きなどがないか、確認するようにしているとのことでした。</p>
明石会長	<p>他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、案件4「その他」について、事務局から報告がありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>今後の予定でございます。資料③策定スケジュールをご覧ください。</p> <p>先ほど、提案させていただきましたとおり、1月から2月にかけて、市民意見聴取を実施した後、人権擁護推進本部において、計画案の協議・調整を行った上で、3月に開催予定の第4回審議会で、市民意見聴取の結果報告及び意見の対応案、及び、その内容を反映した計画案を委員の皆さまにお示しする予定としております。</p> <p>そして、次回の審議会の日程については、後日、改めてお伝えさせていただきますので、予定の調整をよろしくお願いします。</p>
明石会長	<p>次回は年度内でしょうか。</p>
事務局	<p>現時点では3月下旬の開催で調整を進めております。</p>
明石会長	<p>他にご意見・ご質問ございませんでしょうか。</p>
久保見委員	<p>年末までコロナ禍の状況下であり、精神障害者の権利擁護などの施策は、停滞しています。感染症再蔓延の懸念も依然払しょくされず、事案が進展しないことによって、当事者及びその家族が依然厳しい状態のまま放置されているという現状を報告したいと思います。</p> <p>特に2つです。1つは医療費助成の問題です。他障害に比べて、極めて限定された形でしか支援を受けられず、不公平な状態が続いております。そしてもう1つは、交通費助成です。他障害に比べて、ほとんど利用できないという状況が続いております。このなかでも特に医療費助成に関して、精神障害者は他の障害者に比べて、決して収入が多いわけではありません。負担があるから他科の診療をためらうという方もおられます。ご承知のように、身体と精神というのは密接な関係がありますから、早急な改善を求めているところです。いずれも他の都道府県とか市町村ごとに、扱いの差も出始めています。枚方市独自の施策の進展に期待しているところです。</p> <p>私個人の話ではありますが、やや専門的な英語からの翻訳本を読んでいたところ、精神障害者を理解していないような翻訳本を見つけました。東京の出版社ですが、すぐに対応を求めたところ、お詫びと重版の際には適切な訳に変更するというお返事をいただきました。また、映画とか演劇のシナリオ・台本をインターネットなどでよく読むことがあるんですが、その中でも</p>

	<p>差別用語とか不快語と思われるような内容を含むものも見受けることができません。</p> <p>また、他の市ではヘイトスピーチの事例などが報道されています。枚方市でも広く市民にこのような事例を見聞きした場合、聴取できる取り組みを今まで以上に拡充していただきたいと願っています。今回一番心配しているのは、梅田の心療内科で放火殺人事件がありました。この事件によって、通院者への差別がまた拡大してしまうのではないかという懸念を家族の人たちも思っております。できるだけ、対応をしていただければと思っています。</p>
明石会長	<p>他によろしいでしょうか。</p> <p>それではこれで、令和3年度（2021年度）第3回枚方市人権尊重のまちづくり審議会を閉会いたします。</p>